

門政秘第196号
平成22年7月20日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

門真市長 園部 一成
(公 印 省 略)

社会保障に関する要望書について（回答）

平成22年6月2日付の要望について、次のとおり回答します。

1. 行政のあり方について

- ① 行政執行においては、法令通知法に基づいて行うこと。条例・要綱・規則など自治体が整備するものは、法令通知以下であってはならないことを認識すること。

【回答】

今後とも法令順守（コンプライアンス）を実践していきます。

- ② 特に手続きにおいては、「行政手続法」にもとづいて行うこと。「申請」と「届出」の違いを理解すること。審査基準の整備を行い、条例・施行規則に明記すること。「不利益処分」に対しては必ず根拠法令・通知など審査基準を文書で明示するよう各課を指導すること。

【回答】

各所属において、「門真市行政手続条例」に基づき、適正に行っています。

今後とも、法令並びに市条例に基づき、適正な事務執行が行われるよう、周知・指導を行います。

- ③ 職員への法令の研修等を徹底し、法令順守をすること。

【回答】

職員として法令を遵守することは当然のことであり、研修等あらゆる機会を捉え、「目指すべき職員像」として人材育成基本方針に掲げる「市民に信頼される職員」となるよう、高い公務員倫理意識を持った職員の育成に努めていきます。

- ④ 住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規・非常勤ではなく正規職員の増員を行う

こと。

【回答】

「財政の再建」「市政の再生」に向け、公民の役割分担を明確化する中、業務の見直しなどにより少人数行政への移行を進めてきており、少ない職員数でも市民サービスの充実を行っていきけるよう職員個々の能力開発はもちろん、業務によってはより効率的な運営をするべく非常勤職員等の活用も図って行きたいと考えています。

2. 国民健康保険・後期高齢者医療など医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。さらに保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を法律どおり実際に使える制度とし、要件は最低でも現在行われているモデル事業の内容とすること。いずれもいまある減免制度についてはホームページに掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど広報物の現物を当日お示しください。)

【回答】

一般会計からの繰り入れについては、国における「財政健全化法」の連結決算により、57億円台もの多大な赤字をかかえる本市国保会計の影響で、19年度より一般会計から単年度赤字解消分の繰り入れを増加し、早期健全化団体の「指定」を回避している状況です。

一部負担金の減免については、災害等により一部負担金を支払うことが困難な場合に免除を行う必要性は認識していますが、本制度は新たな財政負担を発生させるものであり、また、保険料の引き下げ分の繰り入れも同様に、現在の財政状況からして実施は非常に困難です。

なお、国民健康保険制度は国民皆保険の根幹であり、憲法第25条に規定されております社会保障を支える、セーフティネットであることは十分認識しており、これらの社会保障制度については、本来財源措置も含めて、国が責任を持って実施すべき制度であると考えており、これら国保制度の改革について、今後も引き国に強く要望して参ります。

保険料減免制度については、不況における離職者等の救済措置としての拡充を平成21年4月1日以降実施し、今年度におきましても不況対策としまして減免率の見直しを行い、拡充に努めています。

また、減免制度の住民周知につきましては、ホームページへのアップ及び保険料の納付相談時等に適宜実施しています。

- ② 資格証明書発行をやめるとともに生活を困窮させるような差し押さえなど制裁措置をしないこと。短期保険証の長期未交付(留め置き)は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては法令を遵守し国保証を無条件に郵送すること。

【回答】

資格証明書の発行につきましては、負担の公平の観点から交付中止は考えていません。

なお、納付相談後の分納世帯で履行されている世帯に対しては資格証明書を発行することはありません。

差し押さえについても、特別な理由もなく支払える資力があるにもかかわらず保険料への納付が無い場合や、納付相談後の約束が不履行であった場合について負担の公平の観点から差し押さえは行っていきます。

短期保険証の交付については、保険料の納付折衝の確保を目的として3ヶ月ごと年4回の更新を行っており、更新手続きの呼びかけとして短期保険証更新通知を発送していますが、来庁や連絡が無い世帯については夜間や休日訪問等により、できるだけ保険料の納付折衝の機会を確保し、長期未交付とならないよう努めています。

高校生世代以下のこどもに対しては、法の一部改正に伴い平成22年7月1日より有効期間が6ヶ月の短期保険証を交付することと厚生労働省より通知がありましたが、本市では平成22年5月1日より有効期間が6ヶ月の短期保険証を郵送により交付しています。

- ③ 全ての住民を対象に従来の健診水準を下げることなく市町村の責任で健診を行うこと。特に、がん検診や一般健診の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

健(検)診は、市民の方の疾病予防及び健康の保持増進には重要な事業との認識のもと、受診しやすい体制作り等に引き続き取り組んでいきます。

- ④ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討すること。

【回答】

後期高齢者医療制度の保険料額の決定につきましては、広域連合にて統一的な保険料賦課、減免措置を行うこととなっておりますので、市独自の減免は考えていません。

3. 介護保険・高齢者・障害者施策について

- ① 介護保険料減免制度の要件は本人のみの収入に着目し150万円以下で医療費・介護費用・家賃等困窮した状況を反映した控除を設定し、預貯金は350万円以下とすること。

※くすのき広域連合より回答

- ② 今年度64歳までの障害者は自立支援法で非課税世帯まで利用料無料となったことと整合性をもたせ、介護保険でも独自に同様の利用料無料制度を創設すること。

※くすのき広域連合より回答

- ③ 介護認定者に対する「障害者控除」認定については、認定のための基準を明確にし、市民や介護支援事業所などにも広報し、担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように教育を徹底すること。

【回答】

認定のための基準は、訪問調査票による障がい高齢者及び認知高齢者の日常生活自立度により判定を行っています。

「障害者控除」についての、広報啓発につきましては現在、市広報（21年度は8月号掲載）とホームページに掲載しており、介護支援事業所などにも周知していますが、引き続き、介護支援事業所などには、連絡協議会の中で周知を図っていきます。

また、今後とも、担当職員について市民に対し、適切に正しくアドバイスできる体制をとっていきます。

- ④ 法令通知・大阪府Q&A以下の勝手な市町村ローカルルールを是正し、不当なサービス制限をしないこと。特に院内介助では一律の給付制限により報酬のつかない「中抜き」が行われており、医療を受ける権利がはく奪されている。こうした実態を深刻にうけとめ、高齢者の個別の状況に応じ適切なケアマネジメントによりサービス提供ができることを自治体として通知を作り全事業所に配布、説明すること。

※くすのき広域連合より回答

- ⑤ 要介護認定調査の写しを認定結果送付時に必ず同封すること。

※くすのき広域連合より回答

- ⑥ 施設整備が全くすすんでいないために、介護殺人、介護心中、貧困ビジネスなどの問題が深刻になっている。さらに課税世帯では費用負担(ホテルコスト含)が最低15万から20万円かかるため入所できないケースも多々ある。年金の範囲での利用負担ができる制度とすることと施設整備を進めるために、自治体として国に対して制度改善を強く要求すること。

※くすのき広域連合より回答

- ⑦ 肺炎球菌ワクチン・新型インフルエンザワクチンに補助を行うこと。

【回答】

予防接種法の定期接種となっていない細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌b型）ワクチンについては、予防接種法に基づく定期接種（1類疾病）として早期に実施されるとともに、ワクチンの安定的確保や、費用は全額国庫負担とされるよう市長会を通じ国に要望していきます。

新型インフルエンザワクチン等のパンデミックワクチンについても、感染の拡大防止を図るといった観点から、国において必要な対策が速やかにとれる体制を整備し、接種費用

についても全額国庫負担となるよう、市長会を通じ国に要望していきます。

4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

【回答】

生活保護受給世帯の増加に伴い、ケースワーカー一人あたりのケース数は標準数と比較し上回る現状にあることは十分認識し、これまでも出来る限りの職員配置に努めてきたところです。

今後も適正な人員配置と専門知識をもった職員の充実を図り、生活保護行政の体制強化に努めていきたいと考えています。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している「生活保護のしおり」について、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日にしおりを配布ください)

【回答】

生活保護法に基づき、必要に応じて改善しています。生活保護の相談者には、「生活保護のしおり」を手渡し、保護制度の趣旨を分かりやすく説明したうえで申請していただいています。また、希望者については、随時手渡しで配布しています。

- ③ 廃止された老齢加算の復活を求め国に要望すること。

【回答】

現在のところ考えていません。

- ④ 通院のための移送費の認定について、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

【回答】

通院移送費の認定については、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき、適正に実施するとともに、被保護者に対しても、必要に応じて説明しています。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

【回答】

ご要望のこどもの医療費制度については、本年10月より義務教育就学前児童まで拡大します。その後については本市の財政状況、国・府及び府内各市の動向を見据えながら、考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

- ② 全国最低レベルの妊婦健診を全国平均(14回、85000円)なみの補助とすること。

【回答】

妊婦健診については、国、府の動向を注視し、検討してまいります。

- ③ 就学援助については適用基準を課税所得が生活保護費を下回る世帯とし、通年手続きが学校以外でもできるようにすること。さらに府内中学校の多くが給食を実施していないことを鑑み給食費相当を上乗せすること。

【回答】

本市では、所得金額が市が定めた認定基準額以下の世帯に対して認定し、現時点では、適用基準を課税所得が生活保護費を下回る世帯とする予定はありません。

なお、申請は、通学している学校及び教育委員会学校教育課で申請の受付をしています。また、本市は、中学校においても学校給食を実施し、就学援助として給食費も支給しています。

- ④ 子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・新型インフルエンザワクチンに補助を行うこと。

【回答】

3-⑦同様、予防接種法の定期接種となっていない子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・新型インフルエンザワクチンについても、市長会を通じ国に要望してまいります。

- ⑤ こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。(懇談当日に配布ください)